

政策評価の結果の政策への反映状況一覧表（実績評価）

政策名	今後の課題	評価結果の政策への反映状況	
		左記課題への対応方針	反映状況の概要
政策 1 社会経済情勢の変化等に対応した行政管理の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ○国の行政機関の定員について、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で 5.7% 以上の純減を行うために、これまでの取組を引き続き実施する必要がある。 ○平成 19 年内を目処に策定される「独立行政法人整理合理化計画」に合わせ、19、20 年度に中期目標期間が終了する独立行政法人（35 法人）について、組織・業務全般を極力整理縮小することが必要。 ○都道府県における指導監督基準等及び各種申合せ等の更なる周知徹底が必要。 また、今後は、公益法人制度の抜本的改革の実施に向けた研修等に力を入れることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現行予算を継続させ、これまでの取組を引き続き実施する必要がある。 ○独立行政法人制度の運用（随意契約の見直し等）の改善を検討し、改善を積極的に進めるための体勢を強化する。 ○公益法人に対する指導監督基準等及び各種申合せ等の周知徹底等を図り、これらの遵守について更なる強化を図る取組が必要。 	<p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門・高度化する独立行政法人の財務・会計制度について、財務省、行革事務局、会計検査院、公認会計士協会等の関係機関と種々の調整等を行える責任ある専従組織が必要であることから、平成 20 年度機構・定員要求において、企画官（法人財務・会計制度担当）の新設、副管理官の定員を要求することとした。（機構・定員要求） <p>【事務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指導監督基準等及び各種申合せ等の周知徹底や、新たな公益法人制度の実施に向け、国及び都道府県の公益法人行政担当者研修会等を実施した。

<p>政策2 地方行革の 推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○集中改革プランの取組状況についてフォローアップを継続していくとともに、集中改革プランの未公表団体については公表を促していく。 ○地方公共団体の積極的な取組について広く国民の理解を得ながら地方行革の更なる推進をしていく。 ○集中改革プランに基づく定員・給与の適正化を一層推進していく。 ○給与情報等公表システムを活用した給与情報の積極的な開示・公表を徹底していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集中改革プラン未公表団体に対する公表の促進やフォローアップ等を通したプラン内容についての助言を継続していく。 ○地方公営企業における中長期的な経営計画の策定準備を進めている団体に対し、引き続きその推進を促進 ○集中改革プランに基づく定員の純減や給与の適正化等について一層の助言等を実施。 	<p>【事務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな機会をとらえて、集中改革プランの公表を促すとともに、集中改革プランの進捗状況等を伝えることで、地方行革の更なる推進を図った。 ○中長期的な経営計画及び情報提供の取組等の実態を把握するため、これらの実施状況に関する調査を引き続き実施し、中長期的な経営計画の策定準備を進めている団体に対し、その推進を図った。 ○各都道府県、政令指定都市に対して給与実態調査等のヒアリングを行い、集中改革プランに基づく定員の純減や給与の適正化等について助言。(平成19年7月～9月) ○給与構造の見直しや地方公務員における総人件費改革の取組を踏まえた公表事項の充実を図るため、給与情報等公表システムの公表様式を改正し、各地方公共団体に対し通知を发出。(平成19年9月)
-----------------------------	---	--	---

<p>政策3 政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底</p>	<p>本政策の更なる推進を図るため、次のような課題に取り組むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政策評価制度に関する見直しを踏まえた各府省における政策評価の実施の推進（目標の数値化等の徹底、重要政策に関する評価の徹底、予算・決算との連携強化等） ○規制の事前評価の円滑な実施の推進 ○政策評価に関する国民の認識と理解の一層の促進 ○統一性・総合性確保評価の質の向上 ○客観性担保評価活動の一層の推進 	<p>政策評価に関する左記に掲げる課題について、次のような取組を進めることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）における審議体制の強化の検討 ○重要政策に関する評価の実効性を確保する仕組みの検討 ○研修の充実 規制の事前評価に関するガイドラインの策定等 ○政策評価フォーラムの開催等広報の積極的な展開 ○統一性・総合性確保評価の調査効率の向上 ○評価の内容点検の充実・強化 ○機構・定員要求の検討 	<p>【予算概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本政策の更なる推進を図るため、政策評価の推進に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、1.1億円（平成19年度予算1.1億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 <p>【制度改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「基本方針2007」において、政策評価の機能の発揮に向けて、経済財政諮問会議との連携を強化し、重要な評価対象分野の選定等についての意見の提示・評価の実施を推進することとされた。 ○本年10月からの規制の事前評価の義務付けに向けて、総務省令の制定及びガイドラインの策定を行った。 <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政策評価制度の充実強化を図るため、平成20年度機構・定員要求において、評価監視調査官の増員（8名）を要求することとした。（定員要求）
--	---	--	---

<p>政策4 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による行政制度・運営の改善</p>	<p>本政策の更なる推進を図るため、次のような課題に取り組むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政評価・監視に係る勧告等の内容の充実 ○国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の実施 ○行政評価・監視並びに行政相談制度及び行政相談委員制度の広報活動の強化 ○行政相談の受付窓口の充実及び地方公共団体が行う相談業務、総合法律支援に関する業務等関係機関が行う各種相談業務との連携強化 ○行政相談委員に対する研修の充実及び活動環境の整備等に対する支援による行政相談委員活動の一層の活性化 	<p>行政評価・監視及び行政相談制度に関する左記に掲げる課題について、次のような取組を進めることが必要。</p> <p>(行政評価・監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間専門家の活用の拡大 ○研修・調査研究等の充実 ○実施本数の増、調査効率の向上 ○効果の高い広報媒体への掲載等 <p>(行政相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規広報媒体の制作の検討 ○効果の高い広報媒体への掲載等 ○総合行政相談所(デパート等に設置)・電話回線数の増設 ○研修の充実 	<p>【予算概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政相談委員に対する研修の充実を図るため、研修用DVD作成に要する経費に係る予算を新規要求することとし、8.8百万円を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ○行政相談の受付窓口の充実を図るため、電話回線数の増設、総合行政相談所の運営に要する経費に係る予算を拡充することとし、0.9億円(平成19年度予算0.8億円)を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年金業務等に関する行政評価・監視の充実強化を図るため、平成20年度機構・定員要求において、調査官の新設を要求することとした。(機構要求) ○年金業務等に関する行政評価・監視の充実強化を図るため、平成20年度機構・定員要求において、評価監視調査官の増員(14名)を要求することとした。(定員要求) <p>【事務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間有識者からなる「行政効率化タスクフォース」において、行政評価・監視テーマ、調査事項等について、審議いただいた。(平成19年6月) ○従来からの階層別研修に加え、配置転換職員として新たに当局職員となった者に対しての研修を実施した。(平成19年6月) ○早急に改善を要する課題について機動的に行政評価・監視を実施するため、遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査(平成19年5月～)、年金記録の管理等に関する実態調査(同6月～)を開始した。 ○行政評価局ホームページのリニューアルに併せ、行政評価等プログラム等に関して、広く国民からの意見・要望を求める方式を導入した。(平成19年5月)
---	--	--	---

<p>政策5 行政の透明性の向上と信頼性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度、行政手続制度の適正かつ円滑な運用を確保する必要。 ○情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、早期制定に向けた助言等が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適切かつ円滑な運用を確保するための継続的な予算が必要。 ○情報提供施策の充実（DVDの活用等）、行政機関及び独立行政法人等の職員への研修の充実が必要。 ○行政手続法の適正かつ円滑な運用を確保するための継続的な予算が必要。 ○行政手続法の趣旨についての周知徹底、審査基準が未設定となっている状況の解消に向けた取組、意見公募手続等の実施状況のフォローアップが必要。 ○行政機関による法令適用事前確認手続について、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」における指摘等を踏まえ、制度改正や運用改善が必要。 ○情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、早期制定に向け引き続き助言等が必要。 	<p>【予算概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価結果を踏まえ、現行予算を継続させていくことが必要。国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図るため、1.6億円（平成19年度予算1.6億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 <p>【制度改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政機関による法令適用事前確認手続については、対象範囲の拡大や照会者名を原則非公表とすること等の制度の改正について閣議決定した。 <p>【事務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用については、国民向けの周知資料として「行政機関等個人情報保護法パンフレット」等を配付し、法の趣旨の徹底を図る。 ○行政手続制度の適正かつ円滑な運用については、法の趣旨の徹底、審査基準の未設定状況の解消やインターネット上での審査基準等の公表の推進（各府省への指導強化等）、意見公募手続等及び行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況の調査、法令適用事前確認手続の制度の周知や回答期間の短縮化などの運用改善が必要。 ○情報公開条例の早期制定を促進するための情報提供として、平成19年4月1日現在の都道府県及び市区町村における情報公開条例の制定状況を調査し、公表（平成19年8月）。
---------------------------------	---	---	--

<p>政策6 国家公務員の適正な人事管理の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種啓発事業の内容の充実等を図るとともに、人事交流の幅広い人材の確保を推進するため、改正官民人事交流法の民間企業への周知、各府省・民間企業の官民人事交流の希望についての情報交換を仲介することや、人材交流の促進に資するための方策について検討を進める必要がある。 ○女性国家公務員の採用等の促進に資するための方策について検討を進める必要がある。 ○今後の配置転換の取組みを円滑に行うためには、配置異動職員へのアフターケアや送付。受入双方の関係者への研修を充実させるほか、職員の選択肢を広げる必要がある。 ○退職準備プログラム等について、その効果的な実施のための検討を進めるとともに、施策の内容の充実を図る。 ○各府省の担当者及びカウンセラーに対する講習会等について、内容の充実等を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発事業の推進のために引き続き予算を確保することが必要。また、各種啓発事業の内容の充実等を検討。 ○官民交流の推進のために引き続き予算措置が必要。円滑な官民交流を行うため、民間企業に対する制度周知、推進のための方策を検討。 ○各府省における取組状況についての更なる調査及びこれに基づく適確な情報提供が必要。 ○定着化につながる配転異動職員へのアフターケア、配置転換を円滑に進めるための送付・受入双方の関係者へ研修の充実及び国の行政機関以外への協力要請の拡大を検討。 ○国家公務員の高齢対策と再就職の適正化を推進するために引き続き予算措置が必要。退職準備プログラム等の導入推進については、講習会等の充実を検討。 ○国家公務員の健康管理・安全管理施策を推進するために引き続き予算措置が必要。また、講習会等の充実等を検討。 	<p>【予算概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○啓発事業の実施に要する経費に係る予算及び公務部門における多様な人材の確保の推進に係る予算を引き続き要求することとし、0.33億円（平成19年度予算0.29億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ○職員の配置転換、採用抑制等の円滑な実施のため、国家公務員雇用調整本部及び地方推進協議会の運営に係る予算を引き続き要求することとし、0.39億円（平成19年度予算0.40億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ○国家公務員の高齢対策と再就職の適正化を推進するため、退職準備プログラム等の導入推進に係る予算を平成19年度に引き続き要求することとし、0.19億円（平成19年度予算0.1億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ○国家公務員の健康管理・安全管理施策を推進するため、健康管理、安全管理に対する講習会等に要する経費に係る予算を拡充することとし、7.8百万円（平成19年度予算4.4百万円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 <p>【事務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度女性国家公務員の採用の拡大状況等のフォローアップ調査は、女性受験生のニーズを踏まえ、女性を対象とした募集活動について、個々の説明会等の開催予定を分かりやすくするなど女性の採用の拡大に資する内容とした上で実施した。また、人事院と共同で実施し、人事院で別途実施している各種調査の結果データを利活用することで調査できるフォローアップ項目については新規に調査票の提出を求めないこととすること等により、各府省の調査に係る負担を軽減した。 <p>平成19年度フォローアップ調査は、特に育児休業の取得状況に関する記載を充実させるなど、女性国家公務員の採用の拡大に資する内容とした上で実施すべく更に検討を進めた。</p>
---------------------------------	--	--	--

<p>政策7 分権型社会 に対応した 地方制度・地 方行政体制 の整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○更なる分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討を行い、地方分権改革推進法に基づき、引き続き地方分権を積極的に推進する必要である。 ○合併新法下での合併を推進するとともに、旧合併特例法下で合併した市町村を着実に支援。あわせて市町村合併を含めた基礎自治体のあり方について検討が必要。 ○集中改革プランの取組状況についてフォローアップを継続していくとともに、集中改革プランの未公表団体については公表を促していく。 ○情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、早期制定に向けた助言等が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方分権改革推進委員会及び第29次地方制度調査会における取組等を踏まえながら、更なる分権型社会に対応した地方制度のあり方を検討し、地方分権を推進することが必要。 ○平成17年4月より施行された合併新法下での合併推進及び旧法下で合併した市町村が合併にあたって計画したまちづくりの着実な支援等のため、以下を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の合併推進（構想策定等）の支援 ・国庫補助・地方財政措置における所要額の確保 ・市町村合併支援本部における政府全体としての支援策の展開 ・広報啓発事業の実施 ・合併相談・講演依頼等への対応 また、市町村合併の進展に伴う新たな基礎自治体像について研究。 ○集中改革プラン未公表団体に対する公表の促進やフォローアップ等を通じたプラン内容についての助言を継続していく。 ○情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、早期制定に向け引き続き助言等をしていく。 	<p>【予算概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旧法下での合併市町村にとって不可欠な支援である市町村合併推進体制整備費補助金について、80億円を平成20年度概算要求に盛り込んだ。あわせて、広報啓発事業等に要する経費として、計1.2億円を概算要求に盛り込んだ。 <p>【制度改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等について検討するための第29次地方制度調査会が平成19年7月に発足。同調査会の調査・審議を踏まえながら、引き続き法令・制度改正に向けて検討することとする。 ○地方分権改革推進委員会において平成19年5月30日に「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」が取りまとめられたところであり、同委員会の取組を踏まえながら、引き続き地方分権を推進することとする。 <p>【事務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新法下での合併を推進するため、合併が実現していない市町村についての個別事例を踏まえた具体的な合併推進方策の研究を行い、地方が活用できる形で公表することとする。 ○市町村合併の進展に伴い、あるべき基礎自治体の役割と組織・体制の検討を踏まえた合併推進方策の研究を行い、公表する。 ○さまざまな機会をとらえて、集中改革プランの公表を促すとともに、集中改革プランの進捗状況等を伝えることで、地方行政の更なる推進を図った。 ○情報公開条例の早期制定を促進するための情報提供として、平成19年4月1日現在の都道府県及び市区町村における情報公開条例の制定状況を調査し、公表（平成19年8月）。
--	--	--	--

<p>政策8 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」の報告書を踏まえた、地域の民間給与の状況をよりの確に反映するための施策の推進。 ○集中改革プランに基づく定員・給与の適正化の一層の推進。 ○給与情報等公表システムを活用した給与情報の積極的な開示・公表の徹底。 ○引き続き、人材育成基本方針未策定団体に対する策定への助言など、各地方公共団体において人材育成方策が向上するよう支援することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集中改革プランに基づく定員の純減や給与の適正化等について一層の助言等を実施。 ○各種ヒアリング、会議等の場で一層の要請を実施。 	<p>【事務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各都道府県、政令指定都市に対して給与実態調査等のヒアリングを行い、集中改革プランに基づく定員の純減や給与の適正化等について助言。(平成19年7月～9月) ○給与構造の見直しや地方公務員における総人件費改革の取組を踏まえた公表事項の充実を図るため、給与情報等公表システムの公表様式を改正し、各地方公共団体に対し通知を发出。(平成19年9月) ○地方公共団体に対し、人材育成基本方針策定の必要性について、各種会議・ヒアリングを通じ、更に趣旨を徹底。
---	--	---	--

<p>政策9 地方財源の確保と地方財政健全化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地方財政について、所要の地方財源の確保を図りつつ、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直し等による地方税財源の充実確保等を通じて、地方財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進することが必要。 ○地方交付税について、今後とも引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資する方向でその算定方法につき引き続き簡素化等の見直しを行うことが必要。また、一定規模以上の自治体について、不交付団体の割合を向上させることが必要。 ○今後とも引き続き、公債費負担適正化計画の着実な実施などにより、財政収支を改善し、財政の健全化を推進することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方財政計画及び地方債計画において、所要の地方財源を確保。また、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直しや地方歳出に対する国の関与の縮小の取組を検討。 ○地方に対する国の関与の縮小に応じて、地方交付税法の改正などを通じて、人口と面積を基本とする算定を順次拡大し、算定の簡素化を推進。また、さらなる税源移譲の実施等により不交付団体の割合を高めていくことを目指す。 ○公債費負担適正化計画策定団体に関しては、引き続き財政支援を実施。 ○公的資金の補償金免除繰上償還等の着実な実施。 ○第3セクターの経営改革や公立病院の経営健全化を推進。 ○地方公会計の整備を推進。 	<p>【制度改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現行の地方公共団体の財政再建制度を見直し、財政指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化及び再生のための新しい制度を整備する「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が今年度6月に成立したのを受け、財政指標の詳細な算定方法や財政の早期健全化・再生の基準等を規定する政省令を検討中。 ○地方財政計画の策定等を踏まえた地方交付税法の改正法案を次期通常国会に提出する予定。 <p>【事務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方財政収支の見通しを早めに示すべきとの地方公共団体からの意見を踏まえ、今年度8月に平成20年度概算要求に関連して、現段階で示し得る地方財政収支の仮試算を作成し、公表した。 ○平成19年度においても、引き続き公債費負担適正化計画策定団体に対して財政上の支援措置を講ずる。 ○財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、公的資金の補償金免除繰上償還を実施。 ○公立病院改革ガイドラインを踏まえ、病院事業を実施する地方公共団体における「公立病院改革プラン」の策定とその実施を促進。 ○経営が悪化している第3セクターに関し、今後、新たに、経営改革に関するガイドラインを策定し、「経営改革検討委員会」（仮称）の設置や「経営改革プラン」の策定を行うよう助言。 ○「新地方公会計制度研究会」等において公会計モデルを検討・提示。当該モデルを活用した公会計整備を要請。 <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第3セクターの経営改革や公立病院の経営改革を推進するための体制整備として、3名の増員を要求することとした（定員要求）。
--------------------------------	--	--	--

<p>政策10 分権型社会 を担う地方 税制度の構 築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地方の歳出規模と地方税収の乖離を縮小し、地方税源の充実確保を実現するための、社会経済情勢の変化等に対処した所要の制度改正の引き続き実施。 ○3兆円の税源移譲が実施され、地方税のウェイトが高まることから、今後、より一層の納税環境の整備や徴収対策の強化を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「基本方針2007」や与党税制改革大綱、税制調査会等での議論を踏まえた所要の制度改正および抜本的税制改革に向けた具体的内容の検討が必要。 ○上記の制度改正や徴収対策に伴う具体的な検討、作業のため、事務執行体制の整備が必要。 	<p>【制度改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成19年6月に閣議決定された「基本方針2007」等の方針を踏まえつつ、次のような税制改正に取り組む。 ○地方税の充実を図るため、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行い、当面、国と地方の税収比1：1を目指す。 ○地方法人二税を中心に税源が偏在するなど地方団体で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。 ○「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。 ○これらの課題について、その具体的内容の検討を進めるとともに、税制調査会等における議論を踏まえて、所要の制度改正を進めていく。
---	--	---	--

<p>政策 1 1 活力、個性、 魅力にあふ れる地域づ くり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活性化事業債等の地域づくり支援制度をより活用 ○地方公共団体における国際交流・国際協力について ○過疎対策のさらなる推進を図るため、所要の補助金を確保 ○辺地対策を通じて引き続き生活文化水準の向上のための施設整備の取組が必要 ○P F I は、従来の事業手法に比べ、事業者の選定手続き及び契約等の締結手続きに関連する問題等事業実施に係る新たな検討課題が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体が多様化、複雑化する住民のニーズに的確に対応し、地域の活性化に向けた取組を促進するため、対象事業の見直しなど、必要に応じ、支援施策の改善を検討していく。 ○小学校専属 A L T の配置数の拡大のため、引き続き地方公共団体にその積極的な活用を促す必要。 多文化共生をはじめとする地域の国際化施策に関して、引き続き幅広く検討を行っていく必要。 ○「地域における多文化共生プラン」(平成18年3月27日総行国第79号)について、引き続き普及を図る必要。 ○過疎地域において人口減少や高齢化が進む中で地方の活性化に資し、都市住民のニーズにも応える交流居住の取組は重要であり、交流施設の整備により交流人口を増加させ、経済的、社会的、文化的な効果をもたらすものになっているため、引き続き予算措置を講ずる。 ○辺地の公共施設の着実な整備を行うために必要な地方債計画額の確保 ○P F I 事業推進のための更なる普及啓発等を進める。 	<p>【予算概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市部との交流施設等に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、3.8億円(平成19年度予算3.8億円)を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多文化共生施策推進に係る体制強化のため、係長の1名増を要求。 <p>【事務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本年度、全国を7ブロックに分けてブロック毎に連絡会議を開催し、小学校専属 A L T の配置数の拡大、「地域における多文化共生プラン」の普及に努めた。 ○事業の採択にあたって、事業計画をより厳しく精査する。 ○辺地の公共施設の着実な整備を行うため、平成20年度の地方債計画(概案)策定時に辺地対策事業債について、所要の計画額を盛り込んだ。 ○19年8月に、P F I 事業における事業者の選定手続きを含む導入段階に係る調査報告書を公表し、広く地方公共団体に通知した。
---	---	---	--

<p>政策 1 2 利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進</p>	<p>○電子政府の推進について、以下の課題がある。 ・「オンライン利用促進のための行動計画」の着実な推進 ・e-Gov に整備した総合的なワンストップサービスへの順次の移行作業を実施 ・策定済みの最適化計画及び「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に基づき、最適化の実施、実施の評価など、最適化の取組を推進 ○地方公共団体の情報化の推進について以下の課題がある。 ・電子自治体におけるオンライン利用促進 ・業務・システムの効率化 ・地方公共団体における情報セキュリティ対策の推進 ・公的個人認証サービスの利活用の検討 ・ICT を活用した住民参画の促進</p>	<p>（電子政府の推進） ○府省共通業務・システム最適化計画の実施、適切な維持・管理に係る予算措置が必要 ○「オンライン利用促進のための行動計画」の目標達成に向けた追加方策を検討 ○「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」について 各府省担当者等を対象とした研修会を実施 ○府省共通業務・システム最適化計画の策定及び策定した業務・システム最適化計画の着実な実施に向けた体制の強化について検討 （地方公共団体の情報化の推進） ○電子自治体におけるオンライン利用促進、業務・システムの効率化、地方公共団体における情報セキュリティ対策の推進、公的個人認証サービスの利活用の検討、ICT を活用した住民参画の促進に係る予算措置が必要 ○広報による周知を引き続き実施</p>	<p>【予算概算要求】 （電子政府部分） ○「オンライン利用促進のための行動計画」の目標達成に向けた追加方策を検討するための調査研究費を新規要求することとし、0.3 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○各府省個別の汎用受付システムから総務省の総合的なワンストップサービスへの順次の移行作業実施経費 1.1 億円（平成 19 年度 0.4 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○電子政府における業務・システムの最適化実施、評価等を強力かつ的確に進めていくため、専門的な知見を有する外部専門家（技術顧問）を登用するために要する経費に係る予算 0.6 億円（平成 19 年度予算 0.4 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○事前事業評価の結果を受けて、共同利用システム基盤の業務・システム最適化の推進に係る予算を新規要求することとし、4.4 億円の予算要求を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 （電子自治体部分） ○公的個人認証サービス等の利便性・信頼性の向上を図るため、調査研究等に要する経費に係る予算を拡充することとし、4.5 億円（平成 19 年度予算 0.7 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○地方公共団体における IT を活用した行政改革の推進を図るため、その検討に要する経費に係る予算を新規要求することとし、0.7 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○情報セキュリティ対策の実効性を確保するため、その検討に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.7 億円（平成 19 年度 0.6 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 【機構・定員要求】 （電位政府部分） ○共同利用システム基盤の整備及び運用に関する体制の強化を図るため、平成 20 年度機構・定員要求において共同利用センター長の新設を要求した。 ○共同利用システム基盤の整備及び運用に関する体制の強化を図るため、平成 20 年度機構・定員要求において課長補佐 1 名及び係長 2 名の増員を要求することとした。</p>
--	---	--	--

<p>政策13 電気通信事業の健全な発達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットワーク構造の変化に対応した市場動向等の把握、競争ルールの整備等や電気通信市場の健全な発展のための対策が必要。 ○都市部と過疎地域等の情報通信格差（デジタルディバイド）を解消するための施策が必要 ○IPv6の本格普及・実利用に必要な支援措置、セキュリティ対策、世界各国との連携等が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の電気通信市場の動向等に関する重要な情報や示唆を得るための調査研究を行うことが必要。 ○民間による情報通信基盤整備が進まない地方公共団体への支援を行うための予算の確保が必要。 ○IPv6の本格普及・実利用に必要な研究開発・実証実験、税制要望、金融措置の継続、国際会議への働きかけ、関係国との連携を検討。また、そのための体制強化等を検討。 	<p>【予算概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信事業分野において一層の競争促進を図り、利用者利益の確保を図るため、円滑に競争政策を進めるために必要な調査研究を行うこととし、「電気通信事業における公正競争ルールの整備に関する調査研究」に係る予算を引き続き要求することとし、0.7億円（平成19年度0.35億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ○電気通信市場における一層の競争促進及び利用者利益の確保に資するため、「電気通信事業における料金政策等に関する調査研究」を実施するため予算を引き続き要求することとし、0.71億円（平成19年度0.49億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ○電気通信番号は、電話の接続先やサービス内容等を識別する上で必要不可欠な識別番号であり、次世代ネットワーク（NGN）等のネットワーク形態の変化、事業者間の競争によるサービスの多様化等に適時適切に対応するため、「電気通信番号に関する調査研究」に係る予算を引き続き要求することとし、0.4億円（平成19年度0.24億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ○本省及び地方総合通信局が実施する電気通信事業者の監理・監督業務を迅速かつ効果的に実施するため、電気通信事業者監督システムの開発を行うこととし、「電気通信事業者の監督システムの構築」に係る予算を新規に要求することとし、0.6億円を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ○インターネットの利用実態やサービス提供状況等に関する基礎データの把握・分析、トラフィックデータを的確かつ効果的に把握するための手法の確立、ドメインネーム・IPアドレスを有効に活用するための調査研究等を総合的に実施するため、「インターネットに関する総合的な調査研究」に係る予算を引き続き要求することとし、0.84億円（平成19年度0.41億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ○地域情報化を推進し、政府目標としての情報格差是正に資する「地域情報通信基盤整備推進交付金」について、条件不利地域のうち財政力指数の低い団体について交付率を2分の1に嵩上げすることにより情報通信基盤整備の一層の推進を図るため、地方公共団体等の支援に要する経費に係る予算を拡充することとし、103.0億円（平成19年度予算57.0億円）を平成20年度要求に盛り込んだ。また、「地域インターネット基盤施設整備事業」について、離島について交付率を3分の2に嵩上げすることにより基盤施設整備の一層の推進を図るため、地方公共団体等の支援に要する経費に係る予算を拡充することとし、43.0億円（平成19年度予算35.5億）を平成20年度予算に盛り込んだ。 ○IPv6の本格普及・実利用を図るため実証実験を行い、世界各国との連携等を通じた普及を推進する必要があるため、「IPv6によるユビキタス環境構築に向けたセキュリティ確保に関する実証実験」に係る予算を引き続き要求することとし、2.85億円（平成19年度2.76億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。
------------------------------	--	--	---

			<p>【制度改正】</p> <p>○不適正な事業運営を行っている電気通信事業者に対し迅速に対応するため、総務大臣が行う業務改善命令の要件を見直す旨の電気通信事業法の改正法案を国会に提出した。</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>○ブロードバンド・ゼロ地域の解消を促進させるため、平成20年度機構・定員要求において、北海道総合通信局、東北総合通信局、関東総合通信局に企画監理官を各1名増員を要求することとした（定員要求）。</p> <p>○電気通信事業者の事業運営適正化のための監督事務の増加に対応するため、平成20年度定員要求として本省専門職1人及び係員1名を要求した。</p> <p>○電気通信事業者の事業運営適正化のための監督事務及び事故発生時対応等に係る事務増加に対応するため、地方総合通信局のうち関東、東海及び近畿において上席企画監理官1名（関東はあわせて企画監理官及び係員）を要求した。</p> <p>【財政投融资計画要求】</p> <p>○通信インフラの高度化及びブロードバンド全国整備を促進させるため、「電気通信事業用通信システム整備事業」及び「高度デジタル特利」について、平成20年度も継続を要望。</p> <p>○競争促進を通じた多彩な通信サービス提供を可能とするインフラ整備の促進のため、平成20年度財政投融资計画要求として「電気通信事業用通信システム整備事業」（継続/767億円）を要求した。</p> <p>【税制改正要望】</p> <p>○国民生活に不可欠な携帯電話・PHSサービスのネットワーク整備のため、平成20年度税制改正（地方税）要望として「移動系電気通信事業者に係る事業所税の課税標準の特例措置の延長」を要望した。</p> <p>○通信インフラの高度化及びブロードバンド全国整備を促進させるため、「次世代ブロードバンド基盤整備促進税制」の延長及び「広帯域加入者網普及促進税制」の拡充・延長を要望した。</p> <p>○インターネットの急激な普及により、IPv4アドレスの在庫が2010年にも枯渇するとの予測がなされていることを踏まえ、既に社会経済活動に欠かせない基盤となっているインターネットの持続的な運用を可能とし、IPv4の上位規格である「IPv6」への移行を加速化させるため、平成20年度税制改正要望（国税）として、「IPv6税制の創設」を要望した。</p>
--	--	--	---

<p>政策14 高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現</p>	<p>○放送のデジタル化を推進するため、地上デジタルテレビ放送の展開に向けた取組、地上放送及び及びBS放送のアナログ放送停波に関する周知広報の取組、我が国の放送方式導入のための働きかけとして諸外国における導入の分析や実証実験等の実施に向けた検討、2011年までに終了予定のBSアナログ放送用チャンネルの利用方法についての検討、有料衛星放送の健全な発展に資する制度整備、ケーブルテレビ施設の整備の支援、平成20年度後半中の新しい外国人向け映像国際放送の開始に向けた制度整備等、民放テレビの難視聴等の解消、次世代放送技術に関して整理された課題を受けた研究開発への着手等が課題。</p>	<p>○2011年までの地上デジタル放送への完全移行に向け、周知広報、国際普及型デジタル放送方式の開発等に係る予算確保が必要。</p> <p>○BS放送のアナログ停波に関する周知広報及び有効な制度整備等が必要。</p> <p>○衛星デジタル放送の普及による周波数の有効利用等を図るための予算確保が必要。</p> <p>○国際放送の強化を図るための予算確保が必要。</p> <p>○ケーブルテレビ施設の整備支援が必要。</p> <p>○難視聴地域の解消を図るため予算確保が必要。</p> <p>○課題の着実な実施に向けた体制整備等が必要。</p>	<p>【予算概算要求】</p> <p>○放送政策の推進については、放送のデジタル化の推進及び通信と放送の融合・連携の推進といった政策課題を背景に、デジタル時代における放送に必要な施策を実施するため、「デジタル時代における放送政策に関する調査研究」等0.9億円（平成19年度0.7億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>○放送のデジタル化の推進については、「地上デジタル放送等の円滑な普及に向けた情報提供活動等の推進」、「国際普及型デジタル放送方式の開発」等に要する予算12.7億円（平成19年度9.4億円）等を平成20年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>○国際放送の強化については、我が国の対外情報発進力強化のため、平成20年度後半中よりの「新たな外国人向け映像国際放送」の開始に向け、映像国際放送の実施等に係る予算36.6億円（平成19年度25.2億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>【制度改正】</p> <p>○放送法等の一部改正案を国会提出。（継続審議）</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>○放送関係事務の増加に伴う定員を要求。</p> <p>【税制改正要望】</p> <p>○放送に関する税制上の特例措置等について、税制改正を要望。</p>
---	--	--	--

<p>政策 1 5 社会・経済の ICT 化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等による ICT 利活用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域情報化推進の支援体制の整備や、地域課題の解決に資する ICT の利活用方策について、先進的なモデルの構築と全国的な普及を促進するための検討を行なうことが必要。 ○コンテンツの流通の促進に向けてね利用や流通に係るルール等の在り方や、IP ネットワークを利用した放送番組等の映像コンテンツの流通促進、日本製コンテンツの国際競争力の強化に関する検討を行うことが必要。 ○電子署名及び認証業務の意義及び利用方法についての認知度を向上させるため、今後も引き続き、国民の電子署名及び認証業務に関する理解を深めるための普及啓発活動を実施することが必要。また、進展の著しい電子署名及び認証業務に関する技術課題に対応するため、認定制度の適切な運用を維持するための調査研究を実施することが必要。 ○国民が安心して情報通信ネットワークを利用できる環境の整備に向けて、国民に向けた周知啓発や消費者支援、国と情報通信分野の事業者間における情報伝達体制の活用、ボットネットに対処する総合的な枠組みの検討、コンピュータウイルス等の対策のための 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間による情報通信基盤整備が進まない地方公共団体への支援を行うための予算の確保が必要。 ○情報通信基盤及び ICT の利活用の普及促進のための予算の確保が必要。 ○高度な情報インフラを流通するコンテンツの制作・流通の促進に向けた環境整備・利活用の推進及び日本製コンテンツの国際競争力強化のための予算の確保が必要。 ○コンテンツのマルチユースを促進のための新しい制度等についての検討が必要 ○映像資産の教育利用、地域流通支援を目的とした光ネットワーク基盤機能の整備と実証」施策を推進するために予算の確保が必要。 ○電子商取引の普及発展、情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上のための予算の確保が必要。 ○電子商取引の普及発展のための調査研究の実施、情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上に資する設備への税制等政策的な支援の検討が必要。 ○電子商取引の普及発展、消費者支援対策、情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上のための体制の充実が必要。 	<p>【予算概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域情報化を推進し、政府目標としての情報格差是正に資する「地域情報通信基盤整備推進交付金」について、条件不利地域のうち財政力指数の低い団体について交付率を2分の1に嵩上げすることにより情報通信基盤整備の一層の推進を図るため、地方公共団体等の支援に要する経費に係る予算を拡充することとし、103.0 億円（平成 19 年度予算 57.0 億円）を平成 20 年度要求に盛り込んだ。また、「地域イントラネット基盤施設整備事業」について、離島について交付率を3分の2に嵩上げすることにより基盤施設整備の一層の推進を図るため、地方公共団体等の支援に要する経費に係る予算を拡充することとし、43.0 億円（平成 19 年度予算 35.5 億）を平成 20 年度予算に盛り込んだ。 ○地域課題の自立的解決を促し、地方活性化に資する「地域 ICT 利活用モデル構築事業」について、平成 19 年度採択案件のうち外部有識者で構成される評価会において継続案件とされた事業に加え、重点分野を含めた新規事業及び平成 19 年度事業の全国の普及・展開を実施するため、自治体に委託する事業の経費等に係る予算を拡充することとし、29.0 億円（平成 19 年度予算 18.0 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。また、地域の様々な公共情報システムの統合・連携を通じて地域の活力を高めるため、「地域情報プラットフォーム推進事業」の推進に要する経費に係る予算を新規要求することとし、9.6 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○放送番組等コンテンツの取引市場形成に必要な情報の集約・公開を集中的に行うための仕組み・ルール作りに関する実証研究の実施及び IPTV 等コンテンツを視聴するメディアに係る選択肢を拡大するための新たなプラットフォーム開発の推進として、7.0 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○消費者が安心して快適に電気通信サービスを利用できる環境を整備するため、「電気通信消費者保護に関する調査研究」に係る予算を引き続き要求することとし、0.41 億円（平成 19 年度 0.38 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○迷惑メール問題の解決に資するため、「特定電子メール等送信適正化業務委託」に係る予算を引き続き要求することとし、1.1 億円（平成 19 年度 1.08 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○ネットワークのセキュリティ高度化のため、「情報セキュリティの高度化等に関する調査研究」に係る予算を引き続き要求することとし、2.0 億円（平成 19 年度 1.2 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化のため、「電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習」に係る予算を引き続き要求することとし、3.6 億円（平成 19 年度 3.6 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。
---	--	---	--

	<p>諸外国政府等との連携、情報セキュリティ対策促進のための政策的な支援、体制の強化・要員の確保等、その他、情報通信分野の情報セキュリティ確保等に向けた取組みを一層推進することが必要。災害等の非常時における通信確保のための取組が必要。</p> <p>○企業等において情報通信分野の専門的人材は依然として不足しており、特に高度情報通信人材の育成は、産学官連携を図ること等により、重点的に取り組むことが必要。</p> <p>○施策目標の達成に向けて成果は上がっているが、技術革新、多様なニーズの変化に対応して、資金供給、人材確保・育成、情報提供、等の支援を総合的に推進していくことが必要。特に必要な人材が不足している ICT ベンチャーの人材確保・育成のための支援を一層充実することが必要。</p>	<p>○ICT 社会における苦情・相談体制の整備・充実</p> <p>○情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材の育成、産学官連携による高度情報通信人材の育成を図るための予算の確保が必要。</p> <p>○高度情報通信人材育成の体制強化が必要。</p> <p>○支援した事業者等の中から今後の我が国産業の発展を担う優れた企業、人材が出てくるような機会を拡大し、支援を総合的に推進していく。</p> <p>○身体障害者等を対象とした ICT 環境整備のための予算の確保が必要。</p> <p>○テレワーク人口倍増に向けて、政府一体となって「テレワーク人口倍増アクションプラン」(平成 19 年 5 月 29 日)を策定するなど、一層のテレワークの普及を推進しており、総務省においてもアクションプランを着実に推進</p>	<p>○教育用を代表とする公共利用映像の配信基盤の形成を促し、教育機関等のネットワーク整備と良質なコンテンツの公共利用を促進するため、「映像資産の教育利用、地域流通支援を目的とした光ネットワーク基盤機能の整備と実証」に要する経費に係る予算を引続き要求することとし、0.6 億円(平成 19 年度予算 0.6 億円)を平成 20 年度予算概算要求に盛り込んだ。</p> <p>○電気通信サービスの利用者からの苦情・相談等に対し、その利用に係る問題等を抽出・分析する C T I システムの更改・安定的な維持・運用及び消費者への的確かつ迅速な対応ができる相談員を確保するため、0.9 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>○情報通信人材研修事業支援制度に係る予算については、支援に係る情報通信人材研修事業の受講者が着実に増加しているものの、依然不足している企業等における情報通信分野の専門的人材の育成を促進するため、同制度に係る予算を要求することとし、3.1 億円(平成 19 年度予算 3.1 億円)を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。また、産学連携による高度 ICT 人材の育成を促進するため、高度情報通信人材育成体系の開発に係る予算を拡充することとし、6.0 億円(平成 19 年度予算 4.0 億円)を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>○情報通信分野のベンチャー企業支援として 2.0 億円(平成 19 年度予算 1.8 億円)を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>○ICT 利活用の機会に格差が生じないよう、障害者等を含め誰もが ICT を利活用できる情報バリアフリー環境の整備を進めていくことが必要であるため、字幕番組・解説番組等の制作促進に係る予算を引き続き要求することとし、6.0 億円(平成 19 年度予算 4.2 億円)を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。また、身体障害者向け通信・放送役務の提供、開発等の推進に係る予算を引き続き要求することとし、0.9 億円(平成 19 年度予算 0.9 億円)を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>○実証実験に要する経費に係る予算を拡充要求することとし、5.0 億円(平成 19 年度予算 3.0 億円)を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>【制度改正】</p> <p>○放送番組等の競争力の強化に向け「コンテンツ競争力強化促進法(仮称)」について検討。</p> <p>○技術動向を踏まえ、特定認証業務の認定基準等の見直しを随時検討していく予定。</p> <p>○ネットワークの安全・信頼性対策強化のため、技術基準、管理基準等を定めた電気通信事業法施行規則等を改正することとし、平成 20 年 4 月から施行する予定。</p> <p>○国内の事業化に成功したベンチャー企業が海外で事業を展開するために必要な経費(海外展開費・試作開発費等)の一部を情報通信研究機構が助成する項目を追加。</p> <p>助成限度額：1 事業者あたり 2,000 万円 対象経費の 1/2 限度(海外で事業を展開するために必要な経費を助成する場合は 3,000 万円)</p>
--	---	---	---

	<p>○障害者等を含め誰もが ICT を活用できる環境の整備を進めていくことは重要かつ喫緊の課題であるが、身体障害者等を対象とした ICT 環境整備は民間等の活動だけではなかなか進展しないことから、引き続き国が積極的に関与することが必要。</p> <p>○企業や就業者に与える効果や影響が明らかでないこと、在宅勤務時の適切な管理や評価、情報セキュリティの確保等の課題があり、またテレワーク・SOHO という働き方への理解そのものが不足しているため、その普及・啓発が必要。</p>		<p>【制度改正】</p> <p>○放送番組等の競争力の強化に向け「コンテンツ競争力強化促進法（仮称）」について検討。</p> <p>○技術動向を踏まえ、特定認証業務の認定基準等の見直しを随時検討していく予定。</p> <p>○ネットワークの安全・信頼性対策強化のため、技術基準、管理基準等を定めた電気通信事業法施行規則等を改正することとし、平成 20 年 4 月から施行する予定。</p> <p>○国内の事業化に成功したベンチャー企業が海外で事業を展開するために必要な経費（海外展開費・試作開発費等）の一部を情報通信研究機構が助成する項目を追加。 助成限度額：1 事業者あたり 2,000 万円 対象経費の 1/2 限度（海外で事業を展開するために必要な経費を助成する場合は 3,000 万円）</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>○ブロードバンド・ゼロ地域の解消を促進させるため、平成 20 年度機構・定員要求において、北海道総合通信局、東北総合通信局、関東総合通信局に企画監理官を各 1 名増員を要求することとした（定員要求）。</p> <p>○消費者支援策の推進のため、当該業務を担当する本省の係員 1 名の増員を定員要求に反映した。</p> <p>○ネットワークの安全・信頼性対策等強化のため、平成 20 年度機構・定員要求において、当該業務を担当する本省の課長補佐（1 名）の増員要求をすることとした。（定員要求）</p> <p>○高度情報通信人材育成の体制強化のため、平成 20 年度機構・定員要求において、課長補佐（1 名）及び係長（1 名）の増員を要求することとした。（定員要求）</p> <p>○テレワークに係る業務の増大に対応するため、平成 20 年度機構・定員要求において、テレワーク業務を担当する課長補佐及び係員の増員を要求することとした。（定員要求）</p> <p>【財政投融资計画要求】</p> <p>○通信インフラの高度化及びブロードバンド全国整備を促進させるため、「電気通信事業用通信システム整備事業」及び「高度デジタル特利」について、平成 20 年度も継続を要望。</p> <p>○我が国におけるコンテンツの国際競争力強化等のため、知的財産の流動化を促進し、市場からの資金供給を円滑化するため、「知的財産有効活用支援事業」について、平成 20 年度も継続を要望。</p> <p>【税制改正要望】</p> <p>○通信インフラの高度化及びブロードバンド全国整備を促進させるため、「次世代ブロードバンド基盤整備促進税制」の延長及び「広帯域加入者網普及促進税制」の拡充・延長を要望した。</p> <p>○ネットワークの安全・信頼性向上のため、平成 20 年度税制改正要望（地方税）として「電気通信システム信頼性高度化に必要な電気通信設備に係る課税標準の特例措置の延長」を要望した。</p>
--	---	--	---

<p>政策16 世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○IT 新改革戦略に謳われている、2008 年度の大規模実証実験に向けて、電波伝搬特性などの基礎的な特性測定に加えて、路車間通信や車車間通信に用いる通信システムの機能確認・機能改良といった通信システムの検証を行う。 ○今後とも超高速インターネット衛星の打上げ後の衛星利用促進を見据え、WINDS利用実験の円滑な実施に向け、産官の連携を引き続き強化していく必要がある。 ○我が国の電波利用は、携帯電話などを中心に量・質ともに拡大する一方、電波は深刻な逼迫状況にある。 ○新技術の普及・進展に対応した監視機能の整備・充実を引き続き実施するほか、不法無線局の取り締まり等を強化するための体制整備を図る必要がある。 ○周波数逼迫対策事務については、その成果をおおむね技術基準の策定等に反映してきているところであるが、今後も無線局数は増加すると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本実証実験の推進及び効果検証のための予算の確保が必要。また、本実証実験を効果的・効率的に行うための体制の整備が必要。 ○産官の連携強化に資する国際フォーラム実施のための予算の確保が必要 ○電波の利用状況調査・評価・公表制度の効率的かつ円滑な実施、計画的な周波数の再配分を図る等のための体制整備が必要。 ○不法無線局の取り締まり等を強化するための体制整備が必要。 ○周波数逼迫対策に資する技術基準策定のための取組の実施が必要 ○安心・安全な電波利用環境を確保するため、引き続き取組の実施が必要。 ○携帯電話等の無線システムの利用可能地域の拡大のため予算の確保が必要。 	<p>【予算概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本実証実験の推進及び効果検証に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、2.0 億円（平成 19 年度予算：5.3 億円の内数）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○国際フォーラムの実施等に要する経費に係る予算を継続要求することとし、0.13 億円（平成 19 年度予算 0.10 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○電波の利用状況調査・評価・公表制度の円滑な実施に取り組むとともに、電波資源拡大のための研究開発等を着実に実施するため所要の予算の確保を予定。（※）（上記施策に係る安心・安全イノベーションを創造する地上/衛星共用携帯電話システム技術の研究開発、次世代移動通信システムの周波数高度利用技術に関する研究開発、次世代無線通信測定技術の研究開発について、事前評価を実施（「政策評価の結果の政策への反映状況一覧表（事業評価）」参照） <p>※予算要求額は、電波利用共益費用であるため予算編成過程において検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電波監視体制等の整備・充実・新技術への対応を引き続き実施するため所要の予算の確保を予定（※） ○周波数逼迫対策に資する技術基準策定のための取組を引き続き実施するため所要の予算の確保を予定（※）。 ○安心・安全な電波利用環境を確保するための取組を引き続き実施するため所要の予算の確保を予定。（※）（上記施策に係る電波の安全性に関する調査及び評価技術について事後評価を実施（「政策評価の結果の政策への反映状況一覧表（事後評価）」参照） <p>※予算要求額は、電波利用共益費用であるため予算編成過程において検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話等の利用可能地域の拡大の一層の支援を図るため、従来の「移動通信用鉄塔施設整備事業（平成 19 年度 16.4 億円）」を「無線システム普及支援事業（平成 19 年度 43.6 億円）」に統合・拡充することとし、所要の予算の確保を予定（※）。 <p>※予算要求額は、電波利用共益費用であるため予算編成過程において検討。</p>
--	---	---	---

	<p>○電波の健康への影響については、これまでの調査等を踏まえ技術基準やガイドライン等として整備してきているところであるが、健康への影響を懸念する声もある。</p> <p>○移動通信用鉄塔施設整備事業の継続的な実施により携帯電話が使用できるエリアの整備が進んできているが、依然としてエリア外地域及びトンネル等により無線局又は、無線設備との間の電波が遮へいされることにより移動通信が行えない箇所が残存している。</p>		<p>【機構・定員要求】</p> <p>○重要無線通信妨害の発生件数が、増加傾向になる中で、沖縄総合通信事務所における申告案件が急増したことから、現行体制では、重要無線通信妨害の迅速かつ的確な対応に支障を来たすおそれが十分考えられることから、重要無線妨害担当の専門官（電波監視官）1名の増員を要求するもの。（定員要求）</p>
<p>政策17 ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>	<p>○技術変化が激しい情報通信分野における新たな研究開発課題に対し、我が国の産業競争力を維持・強化させ、ユビキタスネットワーク社会に資するよう積極的かつ柔軟に取り組む必要がある。また、今後限られたリソースの中で最大限の政策効果を上げるため、一層の重点化や取組の改善を行うとともに総合的な企画立案機能を強化する体制整備が必要である。</p> <p>さらに、国際標準化活動を推進し、ITU等の国際標準化機関と民間フォーラムの連携を強化するなど標準化活動への戦略的な取り組みや、重要性を増すアジア・太平洋地域における活動を積極的に推進して国際標準化を支援していくことが必要である。</p>	<p>○外部評価結果も踏まえて一層の重点化を図りつつ、引き続き、情報通信分野の研究開発を推進するとともに、新たな課題に対しても積極的に取り組む。また、総合的な企画立案機能を強化するために必要な体制の整備を検討する。</p> <p>○国際標準化活動を推進するため、ITU等の国際標準化機関と民間フォーラムの連携など戦略的な取り組みを推進する。また、アジア・太平洋地域における国際標準化を支援していく</p>	<p>【予算概算要求】</p> <p>○通信ネットワーク及びシステムの大規模・複雑化、ユビキタスネットワーク技術の高度化が進展する中、利用者がそれらを意識することなく、いつでもどこでも誰でも簡単にユビキタスサービスを利用可能とするための、端末技術及びネットワーク技術等の研究開発・標準化を行う「ユビキタス・プラットフォーム技術の研究開発」に要する予算を要求することとし、約21.9億円を平成20年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>○「長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月閣議決定）」、「経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月閣議決定）」等において、競争的資金の拡充が求められており、戦略的情報通信研究開発推進制度に係る予算を拡充することとし、34.0億円（平成19年度予算29.5億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>○国際標準化活動の推進及びアジア・太平洋地域における国際標準化を支援するため、「情報通信に関する標準化の推進」に要する経費に係わる予算を引き続き要求することとし、5.4億円（平成19年度予算額1.1億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。</p>

<p>政策 18 グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国際機関に対して継続的に貢献するとともに、国際会議等への積極的な参加を通じた国際的連携の強化、国際協力の一層の推進が課題。 ○ICT 分野の国際競争力強化のため、我が国 ICT 企業の海外展開を支援する各種施策、電気通信機器に関する相互認証協定 (MRA) 制度の更なる活用等が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際会議等の参加及び国際機関に対する資金・人材両面からの貢献に係る予算措置が必要。 ○我が国 ICT 企業の海外展開を支援する施策、MRA 制度の活用及び新たな実施等について予算措置が必要。 ○米国との相互承認協定発効のための国内担保法の改正が必要。EPA 交渉 (通信分野) に対する戦略的な取組みのための体制の充実が必要。 ○今後の各国との相互承認を推進するための体制の充実が必要。 	<p>【予算概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ICT 分野の国際競争力の一層の強化を目的として、我が国 ICT 企業の海外展開を支援するためのセミナーの開催、官民ミッション団の形成・派遣等にかかる予算 2.3 億円 (平成 19 年度予算 0.46 億円) を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○近年の世界的なインターネットの爆発的普及に伴う新たな課題等へ対処するため、国際的な連携を図ることにより我が国重要施策を国際的に整合性のある形で推進することが可能となるとともに、我が国の国際競争力・プレゼンスの向上に資するため、OECD 情報コンピュータ通信政策委員会 (ICCP) 閣僚級会合への対応に要する経費に係る予算を新規要求することとし、9 百万円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○APEC 域内における情報通信インフラの効率的な整備や、競争促進的な電気通信政策の推進のための国際的な連携を図るために、APEC 電気通信・情報産業担当大臣会合 (TELMIN) への参加に要する経費に係る予算を新規要求することとし、6 百万円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○「ITU 世界電気通信標準化総会 (WTSA-2008) の準備及び付帯経費」に係る予算を新規要求することとし、0.15 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○MRA 制度の円滑な実施の確保のため、各国基準認証制度の調査に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、6 百万円 (19 年度予算 6 百万円) を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○MRA 制度の活用の促進のため、MRA 研修会の開催、MRA 支援サイトの構築・運営に要する経費に係る予算を新規要求することとし、0.13 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 <p>【制度改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○米国との相互承認協定署名に伴う国内担保法の改正法案が 166 回国会で成立。年内の施行に向けて関係政省令の改正作業を実施中である。 <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○EPA 交渉 (通信分野) に対する戦略的な取組みを通じて我が国の国際競争力の強化を図ること等のため、交渉戦略を構築し、実際に交渉を行う要員として、課長補佐 1 名の増員を要求することとした。(定員要求) ○今後の各国との相互承認を推進するため、平成 20 年度機構・定員要求において、認証推進室の新設を要求することとした。(機構要求) ○今後の各国との相互承認を推進するため、平成 20 年度機構・定員要求において、国際認証業務を担当する係員 1 名の増員を要求することとした。(定員要求)
---	--	---	---

<p>政策19 郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展</p>	<p>○今後においても、引き続き、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。</p>	<p>○郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、必要な予算の措置及び制度改正等を行う。</p>	<p>【予算概算要求】 ○郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保のため、民営化会社に対する適切な監督業務等に要する経費に係る予算を要求することとし、0.8億円（平成19年度予算0.8億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>【制度改正】 ○郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保のため、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画について内閣総理大臣及び総務大臣が認可を行うとともに、その認可に際して、総務大臣より日本郵政株式会社に対して、郵便局ネットワーク水準の維持に努めることなどに留意するよう要請した。（平成19年9月10日） ○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の国庫納付金の納付の手続等の所要の規定を設ける政令について、8月3日に政令第234号を制定した。 ○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の中期計画の記載事項等を定める省令について、8月31日に総務省令第98号を制定した。 ○郵便貯金銀行が日本郵政株式会社等から受け入れる普通預金及び定期性預金については、移行期間中における郵便貯金銀行の預入限度額に算入しないこととするため郵政民営化法施行令一部を改正することを予定している（10月1日施行予定）。 ○郵政民営化法第108条第1項の規定に基づき、一般の金融機関がない市町村の区域を定め、郵政民営化法第108条第1項の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める告示を制定することを予定している（10月1日施行予定）。</p>
<p>政策20 国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上</p>	<p>○今後においても、引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上に資するよう取り組む必要がある。</p>	<p>○国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上を図るため、積極的に国際会議に職員を派遣するとともに、国際機関の経費の分担のための予算措置等を行う。</p>	<p>【予算概算要求】 ○国際郵便サービスの円滑な実施を図るため、引き続き国際機関の経費の分担に係る予算及び平成20年に開催予定の万国郵便連合大会議に適切に対応していくための予算を要求することとし、3.5億円（平成19年度予算2.6億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。</p>

<p>政策 2 1 信書の送達 の事業への 民間参入制 度の実施に よる利用者 の利便の向 上及び郵便 における競 争の促進に よるサービ スの多様化</p>	<p>今後においても、引き続き、 信書便制度の一層の周知を図る とともに、適正な業務運営の確 保のための措置を講ずるなど、 本政策の実効性を高める必要が ある。 また、郵便における一層の競 争の多様化、国民への利益還元 を実現するための研究会（新た に開催している研究会を含む） の報告を踏まえ、必要な措置を 検討する必要がある。</p>	<p>信書便制度の一層の周知及び適 正な業務運営の確保並びに郵便に おける一層の競争の促進によるサ ービスの多様化及び国民への利益 還元を実現するために必要な予算 措置を行う。</p>	<p>【予算概算要求】 ○信書便制度の周知等を図るための、説明会の開催、周知用リーフレットの作成等に 要する経費及びサービスの一層の多様化等の検討を行うための調査研究に必要な 予算を引き続き要求することとし、0.4 億円（平成 19 年度予算 0.5 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。</p>
--	--	---	--

<p>政策 2 2 火災・災害等による被害の軽減</p>	<p>○住宅防火対策、小規模雑居ビル等の火災予防対策、放火火災対策、危険物事故防止対策の充実強化、国（消防庁）の対応力の強化、緊急消防援助隊の整備・充実、特別高度救助隊の全国的な展開・整備、消防力の強化、自主防災組織の強化、地震対策等の充実、消防防災に係る科学技術・ITの振興等、総合的な消防防災対策を積極的に展開することが課題。</p>	<p>○左記の「今後の課題」に対応するため、予算の確保等が必要。</p>	<p>【予算概算要求】 ア 火災予防対策の強化</p> <p>○住宅防火対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅火災による死亡者の減少を図るため、住宅用火災警報器等の普及促進に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.6 億円（平成 19 年度予算 0.24 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 <p>○小規模雑居ビル等の火災予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業見直しに伴い、小規模施設に対応した消防用設備等の開発に要する経費に係る予算（平成 19 年度予算 0.4 億円）を廃止するとともに、火災危険性の高い小規模施設に対応した防火対策の検討に要する経費に係る予算を新規に要求することとし、0.36 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ・消防法令に係る違反是正推進に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、9 百万円（平成 19 年度予算 9 百万円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ・事業見直しに伴い、小規模福祉施設における自主保安体制の構築に要する経費に係る予算（平成 19 年度予算 3 百万円）及び防火管理制度に基づく自主保安の推進に要する経費に係る予算（平成 19 年度予算 4 百万円）を廃止するとともに、民間事業所における自衛消防力の確保に要する経費に係る予算を新規に要求することとし、1 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 <p>○放火火災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放火火災の低減を図るため、住宅及び市街地における放火火災防止対策の推進に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.25 億円（平成 19 年度予算 0.11 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 <p>○危険物事故防止対策の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の見直し等に伴い、屋外タンク貯蔵所の「やや長周期地震動」に対する安全対策及び余寿命予測に基づく開放検査周期に関する調査検討に要する経費に係る予算（平成 19 年度予算 0.85 億円）を廃止するとともに、大規模危険物施設の安全対策の総点検のため、屋外タンク貯蔵所の安全対策の充実に関する経費に係る予算を新規に要求することとし、1.19 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ・高潮、大雨浸水による危険物施設の安全対策として危険物施設の津波・浸水対策の検討に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.4 億円（平成 19 年度予算 0.5 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ・危険物施設の腐食防止・抑制対策等、危険物施設の事故防止対策等の推進に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.73 億円（平成 19 年度予算 0.78 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。
----------------------------------	---	--------------------------------------	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・新規危険性物質の早期把握及び危険性評価、新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の検討等に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.84 億円（平成 19 年度予算 0.72 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ・石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の充実強化を図るため、大容量泡放射システムの相互活用等の促進に向けた防災体制のあり方の検討に要する経費に係る予算を新規に要求することとし、0.11 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 <p>イ 国と地域の防災力の強化</p> <p>○緊急消防援助隊の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より安全かつ効果的な活動体制を構築するための緊急消防援助隊設備整備費補助金 52 億円（平成 19 年度予算 50 億円）、緊急消防援助隊の運用体制強化のため、消防庁長官の指示により出動した場合の出動経費（国庫負担金）に係る予算として 0.26 億円（平成 19 年度予算 0.26 億円）、大規模災害や特殊災害に迅速かつ的確に対応するための運用面での検証を行うとともに、より実践的な地域ブロック合同訓練を実施するための緊急消防援助隊の派遣体制の整備に要する経費に係る予算として 1.25 億円（平成 19 年度予算 1.02 億円）、緊急消防援助隊の部隊運用を効果的に支援するための緊急消防援助隊の情報通信機能の確保に要する経費に係る予算として 0.27 億円（平成 19 年度予算 0.21 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ・緊急消防援助隊等の活動体制を強化する観点から、消防防災ヘリコプターの積極的活用と安全かつより効果的な運航体制の確保に関する調査研究に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.16 億円（平成 19 年度予算 0.19 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ・緊急消防援助隊の出動等に伴う被災地の情報収集を早期に収集する観点から、ヘリコプターの利活用による被災地情報の収集能力の向上に要する経費に係る予算を新規に要求することとし、1.06 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 <p>○特別高度救助隊等の全国的な展開・配備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別高度救助隊のより一層の教育訓練装備の充実を図るため、訓練用車両の整備に要する経費に係る予算を新規要求することとし、5.25 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 <p>※ 特別高度工作車の整備について、事業評価（事前評価）を実施（「政策評価の結果の政策への反映状況一覧（事業評価）」参照）。</p>
--	--	--	---

			<p>○消防力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における消防の広域化の具体的な検討に資するよう、全国各地での市町村職員や消防関係者に対するセミナー開催や消防広域化推進アドバイザーの派遣等のために、市町村の消防の広域化の推進に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.13億円（平成19年度予算0.18億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ・地域における消防防災力の強化を図るため、消防団による地域活動の推進に要する経費に係る予算として、0.9億円（平成19年度予算0.69億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ・e-カレッジによる消防防災・危機管理教育及び消防大学校における学生用eラーニングシステムの実施に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、1.05億円（平成19年度予算1.28億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ・原子力施設の消防用施設及び自衛消防体制などについて、消防機関との連携により地震災害時等における防火防災対策の充実・強化を図るために、原子力災害対策に要する経費に係る予算を拡充することとし、0.11億円（平成19年度予算0.04億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ・消防防災施設整備の促進を図るため、消防防災施設整備費補助金33.51億円（平成19年度予算33.51億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 <p>○自主防災組織の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成等に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.14億円（平成19年度予算0.16億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ・地域安心安全ステーション整備モデル事業を推進するための経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.1億円（平成19年度予算0.11億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 <p>○地震対策等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の実効性を高めるため、地域防災計画見直し等の推進に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.13億円（平成19年度予算0.13億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 <p>○消防防災に係る科学技術・ITの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新技術等を利活用した消防防災に関する研究開発をより一層推進するため、競争的研究資金制度に要する経費に係る予算として、3.46億円（平成19年度予算3.11億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を推進するため、運用に必要な衛星回線の常時接続にかかる経費等を消防庁が負担する経費、バックアップ施設の整備や更なる活用を検討するための経費として0.35億円（平成19年度予算1.84億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。
--	--	--	---

			<ul style="list-style-type: none"> ・未整備市町村における防災行政無線の整備を促進するため、防災行政無線の運用の在り方に関する検討に要する経費に係る予算を新規に要求することとし、0.12 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 【制度改正】 ・平成 19 年 6 月に消防法の一部を改正し、大規模・高層の防火対象物等に対し大規模地震等に対応した消防計画の作成及び自衛消防組織の設置を義務付けた。 ・平成 19 年 6 月に消防法施行令の一部を改正し、小規模福祉施設における消防用設備等の設置基準及び防火管理の基準の見直しを図った。 【機構・定員要求】 ・平成 19 年 6 月の消防法改正により、大規模・高層の防火対象物等に対し大規模地震等に対応した消防計画の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられたことから、消防庁においてこれらの制度の対象事業者や対象事業者を指導する消防本部等への支援を行うため、平成 20 年度機構・定員要求において、地震対応等の高度な専門性、調整力を有する課長補佐及びその下で個別具体の企画立案作業に従事する職員として防災管理係長及び係員の増員を要求することとした。(定員要求) ・国民の安心・安全に対する関心がかつてなく高まっている状況の下、国の危機管理の中核を担う消防庁が果たすべき役割は飛躍的に増大しており、消防防災に関する重要事項について、横断的に調査、企画、立案及び対外交渉等を行うため、平成 20 年度機構・定員要求において、消防企画官の設置を要求することとした。(機構要求) 【事務改善】 ア 火災予防対策の強化 ○住宅防火対策 <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に全国 7 ヶ所で実施した住宅防火対策推進シンポジウムを、今年度は、更に全国 11 ヶ所で実施し、住宅防火対策の広報・普及啓発を推進することとしている。(8 月末現在、4 ヶ所で実施済) ○小規模雑居ビル等の火災予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度から実施している予防行政のあり方に関する検討会において、大規模地震等に対応した消防計画等を検討するとともに、カラオケボックス火災や温泉施設爆発火災等を踏まえ、多様化する防火対象物の安全管理体制について幅広く検討を行っている。 ・消防法施行令の一部改正（平成 19 年 6 月）により、小規模福祉施設における消防用設備等の設置基準が見直されたことに伴い、小規模福祉施設に適応した設置方法や機器構成等に係る検討を行うため、平成 19 年 7 月に小規模福祉施設に対応した消防用設備等に関する検討会を立ち上げた。
--	--	--	--

様式 1

			<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年1月にカラオケボックスの防火対策に関する調査を実施した結果、全国で約7割の同様施設において消防法令違反が確認されたことから、防火安全上の不備事項の是正を図り、同年4月には約4割まで減少した。しかしながら、依然として消防法令違反の施設が多数存在していることから、引き続き違反是正の徹底を図るため、同年5月に通知を発出した。 ○放火火災防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・「放火されない環境づくり」推進のため、引き続き「放火火災防止対策戦略プラン」の改良の検討及び消防本部における放火監視機器による検証実験を実施している。 ○危険物事故防止対策の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設の事故件数が増加を続けており、非常に憂慮される状況にあることから、法令に基づく点検の励行、日常点検の推進を新たに共通重点項目に定めた「平成19年度危険物事故防止アクションプラン」を平成19年4月にとりまとめ、官民一体となった総合的な事故防止対策を強力に推進している。 ・危険物施設の保安レベルを向上させるとともに、多発する危険物施設の事故原因の究明を推進し、地震時等における被害軽減や事故防止など保安対策の充実強化を図るため、平成19年7月に、危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会を発足した。 イ 国と地方の対応力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○緊急消防援助隊の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊の基本計画に基づく登録部隊の整備及び装備の充実とともに、地域ブロック合同訓練の充実及び緊急消防援助隊動態情報システムの実働訓練を実施するなど、緊急消防援助隊の運用体制の強化を図っている。 ○消防力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年6月の消防組織法改正及び改正消防組織法に基づく基本指針により推進している消防の広域化の理解を深めるため、全国3ヶ所で消防広域化シンポジウムを開催し、広域化のメリット等に関する基調講演や消防関係者等によるパネルディスカッション等を行った。 ・消防団員数の減少に歯止めを掛けるために、団員確保に必要な知識又は経験を有する消防職団員等を地方公共団体に派遣する「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を平成19年4月からスタートさせ、消防団員の確保のための具体的な助言、情報提供等の積極的支援を行っていくこととしている。
--	--	--	---

			<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災活動に対する理解を促進するために、シンポジウム（大阪）及び出前講座（6 府県）を開催するとともに、地域安心安全ステーション HP を公開し、優良事例などの地域における取組を掲載した。また、地震等の大規模災害時に必要となる自主防災活動に関する知識を普及啓発するために、防災啓発番組を企画・制作し、全国ネットで放映した。 ○消防防災に係る科学技術・IT の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究資金制度の平成 19 年度の新規採択課題については、消防機関等の現場ニーズに即した研究開発に重点を置き採択している。また、採択課題の早期決定をするため、公募時期の早期化やPOによる予備審査の導入等の制度の改革や、終了課題の事後・追跡評価等について継続して実施している。 ・すでに全国瞬時警報システム(J-ALERT)関連設備を整備済の地方公共団体や気象庁との連携・協力により、J-ALERT を用いた緊急地震速報の一般への伝達の試行を 6 月から開始した。
--	--	--	---

<p>政策 2 3 国民保護体制の整備</p>	<p>○地方公共団体の危機管理体制の充実を図るため、訓練の実施、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の国民保護に係るシステムの整備推進及び地方公共団体の国民保護計画の変更等への助言等、一層の充実・強化が課題。</p>	<p>○左記の「今後の課題」に対応するため、予算の確保等が必要。</p>	<p>【予算概算要求】 ア 地方公共団体の危機管理体制の充実 ○訓練の充実 ・国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体が共同で行う訓練に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.94 億円（平成 19 年度予算 0.94 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○市町村防災行政無線等の整備 ・未整備市町村における防災行政無線の整備を促進するため、防災行政無線の運用の在り方に関する検討に要する経費に係る予算を新規に要求することとし、0.12 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。（再掲） ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を推進するため、運用に必要な衛星回線の常時接続にかかる経費等を消防庁が負担する経費、バックアップ施設の整備や更なる活用を検討するための経費として 0.35 億円（平成 19 年度予算 1.84 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。（再掲） ・国民保護に係る安否情報収集・提供を行うシステムの運用に必要な経費に係る予算として、0.48 億円（平成 19 年度予算 0.25 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>【事務改善】 ア 地方公共団体の危機管理体制の充実 ○訓練の充実 ・国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった実動訓練（5 回を予定、平成 18 年度は 3 回）及び図上訓練（11 回を予定、平成 18 年度は 8 回）を実施し、関係機関の機能確認及び関係機関相互間の連携強化を図るとともに、国民保護のための措置に対する国民の理解の促進を図る。</p>
-----------------------------	--	--------------------------------------	---

<p>政策 2 4 救命率の向上</p>	<p>○救急需要対策に関する検討、高度な救急救命処置の実施の推進、現場における一般市民による応急手当の実施の推進等、各施策の一層の充実・強化等が課題。</p>	<p>○左記の「今後の課題」に対応するため、予算の確保等が必要。</p>	<p>【予算概算要求】 ア 救急需要対策 ○救急需要対策への取組 ・救急業務における I C T 化に関する検討に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.12 億円（平成 19 年度予算 0.12 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ・鳥インフルエンザが流行する現状等に鑑み、新型インフルエンザ発生時に適切な救急業務提供体制を維持するため、新型インフルエンザ等新たな救急需要増大に対する検討に要する経費に係る予算を新規に要求することとし、1.03 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○消防防災ヘリコプター ・消防防災ヘリコプターの整備のための消防補助金 9.6 億円（平成 19 年度予算 9.6 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 イ 高度な救急救命処置の実施 ・災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材の整備に係る消防補助金 8.72 億円（平成 19 年度予算 9.42 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ・効果的・効率的な救急隊運用体制（トリアージ等）の検討や試行等、救急隊員・救急救命士が行う救命処置等の質の向上に要する経費に係る予算として、0.16 億円（平成 19 年度予算 0.09 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ・救急業務の高度化を客観的に評価するため、救急救命士による救命処置の効果の最大化・最適化の検証に要する経費に係る予算を新規に要求することとし、0.2 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ウ 現場における一般市民による応急手当の実施 ・一般市民による応急手当の普及・促進のため、AED 等の救命機器の導入・検討に要する経費に係る予算を新規に要求することとし、0.3 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。</p>
--------------------------	---	--------------------------------------	--

			<p>【事務改善】</p> <p>ア 救急需要対策</p> <p>○救急需要対策への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「救急搬送業務における民間活用に関する検討会」(平成 17 年度) や「救急需要対策に関する検討会」(平成 17 年度)、「救急業務におけるトリアージに関する検討会」(平成 18 年度) 及び 119 番通報受信時等における緊急度・重症度の選別 (トリアージ) についての 4 消防本部による検証結果等を踏まえた上で、構造改革特別区域として、119 番通報時における緊急度・重症度識別 (トリアージ) による救急隊編成の弾力化に向けた対応を進めるなど具体的な取組を実施している。 ・ I T 戦略本部による「重点計画-2007」に基づき、搬送所要時間の短縮による救命率の向上等を目的として、平成 19 年 8 月に「現場急行支援システム」に関する検討会を設置し、その有効性の検証及び効果的な活用方策の検討を行っている。 <p>イ 高度な救急救命処置の実施</p> <p>○メディカルコントロール体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 5 月に、関係機関と協力・連携し、「全国メディカルコントロール協議会連絡会」を立ち上げ、全国のメディカルコントロール協議会の質の底上げを図るとともに、メディカルコントロール関係者間で情報共有や意見交換を行う環境を整えるなど、体制の充実・強化に向けた取組を推進している。 <p>エ 救命効果の検証・分析の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 1 月より収集している心肺停止傷病者の救急搬送に関するウツタイン統計データにより、救急業務高度化に向けた施策を客観的な数値により評価することが可能となってきたが、これらデータの解析を通じ、地域の実情に応じかつ科学的根拠に基づいた施策を展開するため、平成 19 年 7 月にウツタイン統計活用検討会を発足させ、データをより有効に活用するための具体的な方策の検討を行っている。
--	--	--	--

<p>政策 2 5 社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな統計法制度の施行に向けた取組が必要。 ○統計調査の市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を推進。 ○国勢調査等の国勢の基本に関する統計調査の確実な実施及び産業構造の変化等に対応した統計整備の推進。 また、統計調査の民間開放について、調査ごとの特性に応じた具体的検討の推進が必要。さらに、通信技術の活用促進による調査客体及び統計ユーザーの利便向上が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな統計法制度の周知のための取組が必要。 また、施行に向けた関係政省令の整備を行うとともに、新制度への円滑な移行に向けて、ガイドラインの整備等を行う。 ○各指定統計調査の調査計画の策定を受けて、関係政令の整備を行う。 また、各府省の参考となるガイドラインの改定等、統計の正確性・信頼性の確保等のための取組の継続が必要。 ○統計調査の実施・提供における更なる改善に伴う予算措置が必要。 また、産業構造の変化等に対応した統計整備のため、各種検討会等の結論等を踏まえ、所要の措置を講じる。さらに、必要に応じ関係省令の整備を行う。 	<p>【予算概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国勢の基本に関する統計を適時的確に作成していくため、経常的に実施している統計調査（労働力調査等）及び周期的に実施している統計調査（平成 20 年住宅・土地統計調査等）などに要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、129.9 億円（平成 19 年度予算額 93.2 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○平成 22 年国勢調査の実施に当たり、「国勢調査の実施に関する有識者懇談会 報告」（平成 18 年 7 月 24 日公表）を踏まえた調査方法等について検討するための試験調査に要する経費に係る予算を平成 19 年度に引き続き要求することとし、0.6 億円（平成 19 年度予算額 0.4 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 また、オンライン調査に対処すべく、国勢調査オンラインシステムの整備に要する経費に係る予算を新規要求することとし、2.9 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2007」及び「経済成長戦略大綱」に基づき、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで把握するためのサービス産業動向調査（仮称）を平成 20 年度に創設し、その実施に必要な経費に係る予算を要求することとし、4.9 億円（平成 19 年度予算額 0.4 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。（重点施策推進要望） ○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」に基づき、平成 21 年度に創設する経済センサス（仮称）の実施に先立ち、調査の正確かつ円滑な実施を期するため、調査区設定、試験調査等準備に必要な経費に係る予算を要求することとし、12.0 億円（平成 19 年度予算額 0.1 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」に基づき、科学技術研究調査経費 0.2 億円（平成 19 年度予算額 0.1 億円）のうち、民間開放に要する経費に係る予算を平成 19 年度に引き続き要求することとし、0.2 億円（国庫債務負担行為 3 か年（限度額 0.6 億円）（平成 19 年度予算額 0.04 億円）を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○IT を積極的に活用し、利用者本位の業務・システムの整備を図り、あわせて経費・業務の簡素・合理化、安全性、利便性の向上を図るため、平成 18 年度から 2 か年に渡り整備し、平成 20 年度から運用を開始する「政府統計共同利用システム」について、各府省が負担する同システムの利用料金等を総務省が一括して要求することとし、8.4 億円（平成 19 年度予算額 7.0 億円（同システムの開発経費））を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。 ○新たな統計法制度の周知のために要する経費を新規要求することとし、0.07 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。
---	---	---	--

			<p>【制度改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 19 年 5 月に、現行統計法を全面改正する新たな統計法が公布された。 ○平成 19 年 10 月に予定している統計委員会の発足に向け、関係府省と連携し必要な準備を進めるとともに、公的統計の整備に関する基本計画案の作成等を推進。また、平成 21 年 4 月の全面施行に向けて、①政省令やガイドライン等の作成、②新たな統計法の周知広報など、所要の準備を進める。 <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○少子・高齢化社会に対応する人口移動統計及び推計人口の整備を行う体制を整備するため、平成 20 年度機構・定員要求において、国勢統計課に人口推計・人口移動担当課長補佐 1 名の増員を要求することとした。(定員要求) ○雇用・就業統計の改善及び新規需要に対応する体制を整備するため、平成 20 年度機構・定員要求において、労働力人口統計室に解析担当課長補佐 1 名及び解析提供係長 1 名の増員を要求することとした。(定員要求) ○サービス産業動向統計を作成するための調査を実施する体制を整備するため、平成 20 年度機構・定員要求において、経済基本構造統計課に指導担当課長補佐 1 名及び指導係長 1 名の増員を要求することとした。(定員要求) ○改正統計法施行に向けた体制整備のため、平成 20 年度機構・定員要求において、公的統計の作成方法に関する調査・研究等の推進及び加工統計の基幹統計指定に係る業務を担当する主査 1 名の増員を要求することとした。(定員要求) <p>【事務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 19 年 5 月に、各府省の統計調査の民間開放推進の参考となるよう、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」の改定を行った。
--	--	--	---

<p>政策 26 受給者の生活を支える 恩給行政の 推進</p>	<p>○業務・システム最適化計画の 着実な実施による受給者等 に対するサービスの向上が課 題。</p>	<p>○業務・システム最適化計画の着 実な実施による受給者等に対 するサービスの向上を図るため、 継続的な予算確保が必要。 また、必要に応じ現行制度の改 正について検討すること等が必 要。</p>	<p>【予算概算要求】 ○受給者等の負担軽減等行政サービス向上のため、住民基本台帳ネットワークシステムの利用に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.5億円（平成19年度予算額0.5億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。 ○恩給業務・システム最適化の実施のため、情報システムのオープン化に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、4.9億円（平成19年度予算額3.1億円）を平成20年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>【制度改正】 ○恩給の支払窓口拡大に伴う恩給支給規則等の改正を行った。</p> <p>【機構・定員要求】 ○多種多様な恩給相談に迅速かつ円滑に対応するための体制を整備するため、平成20年度機構・定員要求において、短時間再任用職員9人（恩給相談専門職3人、恩給相談専門職付6人）の増員を要求することとした。（定員要求）</p> <p>【事務改善】 ○恩給業務・システム最適化の着実な実施について検討するための担当者会議を開催。（平成19年4月以降2回開催） ○恩給の支払窓口拡大の着実な実施について検討するための担当者会議を開催。（平成19年4月以降1回開催）</p>
--	---	--	--